

倫理綱領

制定 平成25年 2月25日

改定 平成29年 4月 1日

企業年金連合会(以下、「連合会」という。)は、企業年金管理士(確定拠出年金)が、その使命と職責を自覚し、常に自らを修め、律する基準として、ここに倫理綱領を制定する。

(使命)

第1条 企業年金管理士は、企業年金制度の運営に携わる者としての社会的意義を理解し、誠実に職務を遂行しなければならない。

(法令等の遵守)

第2条 企業年金管理士は、法律、その他の関連法令について遵守し、職業倫理に背くことなく、常に良心に従って行動をしなければならない。

2 企業年金管理士は、その職務を遂行する上で、善良なる管理者としての注意を払わなければならない。

3 企業年金管理士は、本倫理綱領を十分に理解し、遵守しなければならない。

(信頼関係の保持)

第3条 企業年金管理士は、遵法精神に基づき加入者、受給者の利益を最大限に考慮し、業務を進めるよう努めなければならない。

2 企業年金管理士は、加入者、受給者並びに制度運営管理者(企業)等の利害関係者との間における信頼関係の維持向上に努めなければならない。

(自己研鑽)

第4条 企業年金管理士は、その資格にふさわしい専門能力を維持し、向上に努めるため、企業年金の実務と倫理の研鑽に精進しなければならない。

(違反行為への対応)

第5条 連合会は、企業年金管理士が本倫理綱領等に違反した場合、資格の登録を取り消すことができる。

以上

附 則

(実施時期)

第1条 この綱領は、平成 25 年 2 月 25 日から実施する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この綱領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。